とあるのは「所得税に係る防衛特別所得税につき特別措置法第五条の十八第六項において準用する法第百五十一条の六第一項」と、「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額」と、「同項（同条第三項」とあるのは「特別措置法第五条の十五第十項（申告による納付等）（同条第十一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第十項」と、同条第十三項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額」と、同項第二号中「法第百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「特別措置法第五条の十四第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、同条第十四項中「所得税額の合計額」とあるのは「所得税額の合計額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額」と、「贈与の日」と」とあるのは「贈与の日」と、「法第百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「特別措置法第五条の十四第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、」と読み替えるものとする。

6　第四項の規定は、法第五条の十五第九項に規定する贈与納税猶予分の所得税額並びに当該贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額又は同条第十項に規定する相続等納税猶予分の所得税額並びに当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額について準用する。この場合において、第四項中「第二百六十六条の二第四項及び第六項」とあるのは「第二百六十六条の三第十項及び第十三項」と、「前項において準用する同条第六項」とあるのは「次項において準用する同条第十三項」と、「第六条第三項」とあるのは「第六条第五項」と、「第二百六十六条の二第六項」とあるのは「第二百六十六条の三第十三項」と、「第六条第六項において準用する同条第四項」と読み替えるものとする。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第八条　法第五条の十六第一項、第三項、第四項又は第八項の規定により還付する防衛特別所得税については、所得税法施行令第二編第五章第三節第一款（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）及び第二百九十七条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「確定申告書」とあるのは「防衛特別所得税申告書」と、「源泉徴収税額」とあるのは「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百六十七条第一項	法第百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第百三十九条第一項若しくは第二項（予納税額の還付）	我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の十六第一項又は第三項若しくは第四項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百六十七条第一項第二号	法第百三十八条第二項	特別措置法第五条の十六第二項
第二百六十七条第四項	法第百三十八条第一項又は第百三十九条第一項若しくは第二項	特別措置法第五条の十六第一項又は第三項若しくは第四項
第二百六十七条第五項	第二百六十三条第二項本文	防衛特別所得税に関する政令第六条第一項（課税標準及び税額の申告）において準用する第二百六十三条第二項本文
第二百六十八条第一項	法第百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）	特別措置法第五条の十六第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第二百六十八条第一項第一号	法第百二十条第二項各号（予納税額の意義）	特別措置法第五条の十四第四項各号（課税標準及び税額の申告）
第二百六十八条第二項	法第百三十九条第一項又は第二項（予納税額の還付）	特別措置法第五条の十六第三項又は第四項
第二百六十八条第三項	法第百三十八条第一項又は第百三十九条第一項又は第二項	特別措置法第五条の十六第一項の規定による還付金と同条第三項又は第四項
第二百六十八条第一号	法第百三十八条第一項	特別措置法第五条の十六第一項
第二百六十八条第三項第二号	法第百三十九条第一項又は第二項	特別措置法第五条の十六第三項又は第四項
第二百六十九条	法第百三十九条第一項（予納税額の還付）	特別措置法第五条の十六第三項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）
	法第百三十九条第三項若しくは	特別措置法第五条の十六第七項において準用する法第百三十九条第三項（予納税額の還付）若しくは特別措置法第五条の二十一第七項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する法
	法第百三十九条第一項若しくは第百六十条第一項	特別措置法第五条の十六第三項若しくは第五条の二十一第三項
	法第百三十九条第三項に	特別措置法第五条の十六第七項において準用する法第百三十九条第三項に
第二百七十条	法第百三十九条第二項（予納税額の還付）	特別措置法第五条の十六第四項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）
第二百七十条第一号	法第百三十九条第一項	特別措置法第五条の十六第三項
	法第百三十九条第二項又は第百六十条第二項（更正等による予納税額の還付）	特別措置法第五条の十六第四項又は第五条の二十一第四項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）